

令和5年度大阪府認定調査員研修(新規研修) 受講の手引き

本研修は、eラーニング形式で実施します。インターネットに接続したパソコンやタブレット等から「eラーニングシステム」を利用して、都合のよい時間帯に各自で教材学習を進めていただきます。

下記の記載事項をよくお読みいただいたうえで、研修にお申込みください。

1. 研修の概要

(1) 実施期間(第1期)

受講申込期間	令和5年5月30日(火)から令和5年8月20日(日)まで
受講期間	令和5年6月1日(木)から令和5年9月3日(日)まで

※受講申込及び受講は、上記期間をもって一旦締切ります。第2期は、令和5年9月下旬より開始する予定です。

(2) 受講費用

無料、ただし「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」の郵送を希望する場合は、返信用切手(310円分)が必要

(3) カリキュラム

別紙1「令和5年度大阪府認定調査員研修(新規研修)実施要領」のとおり

(4) 受講対象者

本研修の受講対象者は、下記の1から3に該当する方であって、府内市町村等で新規に認定調査に従事される方(予定を含む)です。

1.介護支援専門員

2.府内市町村の職員(会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む)

3.府内指定市町村事務受託法人の職員

＼1 介護支援専門員の方はさらに次の要件に該当していることを確認してください／

A:大阪府登録の介護支援専門員

○介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けていること。

○申込時、受講時ともに、介護支援専門員証の有効期間内であること。

※有効期間が既に満了した方であっても、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証の特例措置」の対象者である場合は、受講対象です。

B:大阪府以外の都道府県登録の介護支援専門員

○介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けていること。

○申込時、受講時ともに、介護支援専門員証の有効期間内であること。

※有効期間が既に満了した方であっても、大阪府「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証の特例措置」と同様の取扱いが適用されている場合は、受講対象です。

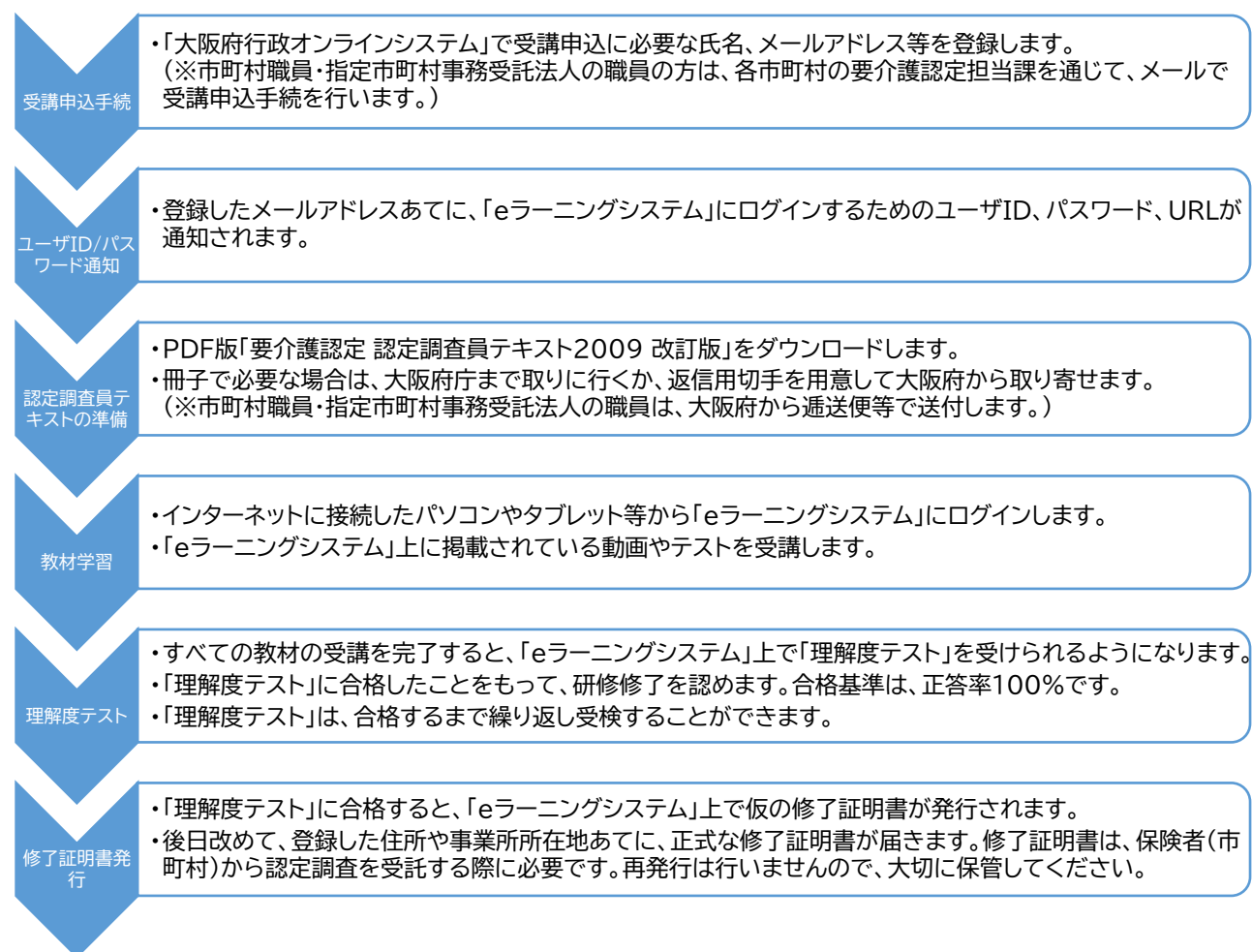
○現に大阪府内の居宅介護支援事業所等に勤務しており、認定調査に従事する予定があること。

★認定調査員研修(新規研修)を一度修了すれば、認定調査に従事することが可能です。

※第1回から第5回までの大阪府介護支援専門員実務研修を修了された方は、実務研修のカリキュラムに認定調査員研修の項目が含まれていたため、本研修を受講する必要はありません。

※他の都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修(新規研修)を修了された方は、本研修を受講する必要はありません。

2. 研修受講のながれ



(A)一般の介護支援専門員の方は 2 ページへ、
(B)市町村職員、指定市町村事務受託法人の職員の方は 5 ページへお進みください。
それぞれの受講のながれをご案内します。

(A)一般の介護支援専門員の方

(1) 受講申込手続

① 申込方法

- ・ 「大阪府行政オンラインシステム」からお申し込みください。
システムを初めて利用する場合は、はじめに利用者登録を行ってください。
- ・ 申込み履歴は、マイページから確認することができます。



大阪府認定調査員研修(新規研修)お申込みはこちらをクリック

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/39699d73-30fc-4af6-a49b-86b7b1ed711b/start>

大阪府庁トップページ⇒「福祉・子育て」⇒高齢者「介護保険」⇒「介護支援専門員情報」⇒2.介護支援専門員の各種研修「(7)認定調査員研修(新規研修)について」に掲載

② 添付書類

- ・ 「介護支援専門員証の写し」が必要です。
- ・ 写しとは、介護支援専門員証の表面を読み取って作成した PDF や、撮影した画像等のデータのことです。申込手続き画面では、添付書類をアップロードする箇所がありますので、申込み前にご用意ください。
- ・ 証の更新または交付手続中のため、新しい介護支援専門員証が手元にない場合は、更

新申請書又は交付申請書の写しを添付してください。

- 郵送での提出を選択した方は、システムでの手続き完了後、速やかに下記の宛先に送付してください。

添付書類の郵送先

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ(認定調査員研修担当)

★受講申込手続きが完了したときに発行される「申込番号」を
余白に記載しておいてください。

③ 注意事項

- 受講希望者1名につき、1つのメールアドレスを登録してください。
「e ラーニングシステム」の仕様上、複数人が同じメールアドレスを登録することはできません。
- インターネットで申込み・受講ができない場合は、7ページ「3.インターネット環境のない方」をご確認ください。

④ 申込手続き画面の操作に関するお問い合わせ先

- 操作方法がわからない場合は、下記にお問い合わせください。

府民お問合せセンター

電話番号:06-6910-8001

受付時間:平日午前9時 00 分から午後6時 00 分まで

- 「大阪府行政オンラインシステムよくあるご質問」もご参照ください。

大阪府行政オンラインシステム よくあるご質問

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq>

(2) ユーザ ID/パスワード通知

- 大阪府で、受講者情報を「e ラーニングシステム」に登録します。後日、受講申込時に登録したメールアドレスあてに、「e ラーニングシステム」にログインするためのユーザ ID、パスワード、URL を通知するメールを送付します。
- メールのタイトル及び送信元アドレスは下記のとおりです。

タイトル	【大阪府】「令和5年度大阪府認定調査員研修(新規研修)」e ラーニング ID・パスワードのお知らせ
送付元アドレス	koreikaigo-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

- 通知は、2週間に1回行っています。受講申込のタイミングによって、申込から通知までに、最短 3 日間から最長 16 日間かかります。具体的な日程は、別紙2「ユーザ ID/パスワード通知・修了証明書発送時期のめやす」をご確認ください。
- 通知予定日を過ぎても、メールが届かない場合は、次の場合が考えられます。
 - 通知のメールが迷惑メールフォルダ等に振分けられている。
…受信フォルダ以外のフォルダに誤って入っていないかご確認ください。
 - 受講申込時に誤った情報を入力してしまった。
…「大阪府行政オンラインシステム」のマイページで申込み履歴を参照し、入力したメールアドレス等が誤っていないかご確認ください。
…すでに「e ラーニングシステム」に登録されている場合や添付書類が誤っている場合など、何らかの不備がある場合は、受講申込みを差戻しています。訂正が完了するまで、ID 等の通知はされません。
- ユーザ ID、パスワードは受講者によって異なり、修了の可否をシステム上の記録で確認しています。他人に教えたり、共有したりはせず、大切に保管してください。

(3) 認定調査員テキストの準備

- 研修では「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」を使用します。
- PDF 版を e ラーニングシステム上に掲載しておりますので、学習を始めるまえに、デー

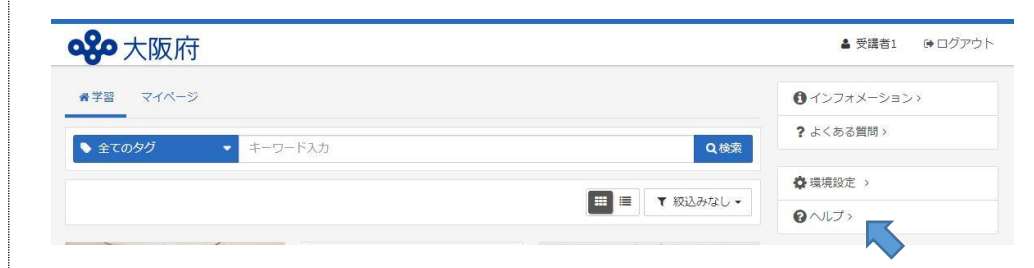
タをダウンロードしてください。

- データを印刷した冊子(B5 判)が必要な方は、別紙 3「冊子版「認定調査員テキスト」の受取りについて」をご確認ください。

(4) 教材学習

- インターネットに接続したパソコンやタブレット等から「e ラーニングシステム」にログインします。なお、「e ラーニングシステム」の動作環境は、別紙 4「e ラーニングシステム動作環境」のとおりです。
- 「e ラーニングシステム」に掲載されている教材(動画・テスト)を受講します。
- 受講期間終了日(令和 5 年 9 月 3 日(日))までに、すべての教材を受講してください。期間中であれば、動画やテストは、中断した場合でも、その箇所から再開することができます。また、繰り返し受講することもできます。
- 操作方法がわからない場合は、「ヘルプ」を確認してください。

受講マニュアル掲載箇所(パソコンから受講する場合)



受講マニュアル掲載箇所(スマートフォン等から受講する場合)



- 通信料は受講者の負担となります。Wi-Fi 等のインターネット接続環境がなく、モバイルデータ通信を利用される場合は、多大な通信費がかかることもありますのでご注意ください。

(5) 理解度テスト

- すべての教材の受講を完了すると、「e ラーニングシステム」上で「理解度テスト」を受けられるようになります。
- 「理解度テスト」に合格したことをもって、研修修了を認めます。合格基準は、正答率 100%(全問正解)です。
- 「理解度テスト」は、合格するまで、繰り返し受検することができます。

(6) 修了証明書発行

- 「理解度テスト」に合格すると、「e ラーニングシステム」上で仮の修了証明書が発行されます。
- 後日改めて、受講申込時に登録した送付先あてに、正式な修了証明書を郵送します。修了証明書は、保険者(市町村)から認定調査を受託する際に必要です。再発行は行いませんので、大切に保管してください。
- 修了証明書の郵送は、2週間に1回行っています。修了のタイミングによって、郵送までに最短 3 日間から最長 16 日間かかります。具体的な日程は、別紙2「ユーザ ID/パス

ワード通知・修了証明書発送時期のめやす」をご確認ください。

- お手元に届きましたら、記載内容(氏名・介護支援専門員番号)に誤りがないか、必ず確認してください。
- 修了証明書は、保険者(市町村)から認定調査を受託する際に必要です。再交付はいたしませんので、大切に保管してください。
- 「e ラーニングシステム」上で仮の修了証明書が表示されてから、正式な修了証明書がお手元に届くまでの間に認定調査に従事する必要がある場合は、委託元市町村とご相談のうえご対応ください。

7 ページ以降の記載事項もご確認ください。

(B)市町村職員、指定市町村事務受託法人の職員の方

(1) 受講申込手続

① 申込方法

- 所属市町村、事務委託元市町村の要介護認定担当課を通じて、受講者名簿をメールでご提出ください。名簿の様式、提出先等は、各市町村のご担当者様へご案内しています。(一部の法人は、大阪府あてに直接、受講者名簿をお送りいただきます。)

② 添付書類

- 指定市町村事務受託法人の職員の方は、以下の書類をメールに添付、または郵送でご提出ください。
 - 介護支援専門員の場合
 - 介護支援専門員証の写し(証の更新又は交付申請中の場合は、更新申請書又は交付申請書の写し)
 - 規則第 113 条の2第一号又は第二号に規定される者であって、介護に係る実務経験が5年以上に該当する者の場合
 - 指定市町村事務受託法人が認定調査員として採用するとき(又は市町村が委託するとき)に認定調査員の要件に該当することを確認した書類の写しを原本証明(法人代表者印を押印)したもの。

添付書類の郵送先

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階
大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ(認定調査員研修担当)

(2) ユーザ ID/パスワード通知

- 大阪府で、受講者情報を「e ラーニングシステム」に登録します。後日、ご提出いただいた受講者名簿に、「e ラーニングシステム」にログインするためのユーザ ID、パスワード、URL を追記し、各市町村の要介護認定担当課あてに通知(返信)します。
- 通知は、2週間に1回行っています。受講申込のタイミングによって、申込から通知までに、最短 3 日間から最長 16 日間かかります。具体的な日程は、別紙2「ユーザ ID/パスワード通知・修了証明書発送時期のめやす」をご確認ください。お急ぎのご事情がある場合は、別途ご相談ください。
- ユーザ ID、パスワードは受講者によって異なり、修了の可否をシステム上の記録で確認しています。他人に教えたり、共有したりはせず、大切に保管してください。

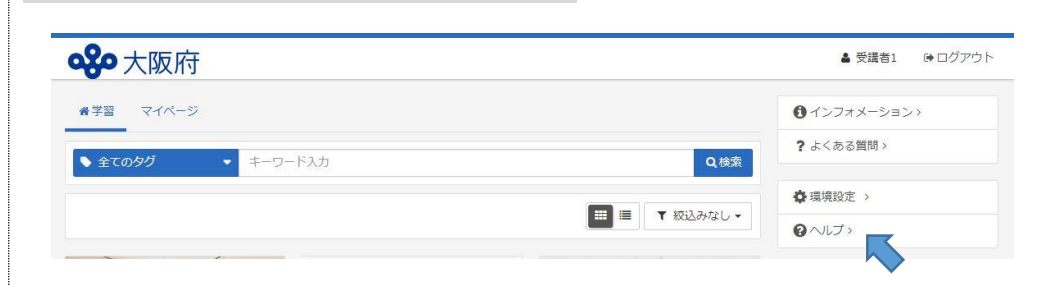
(3) 認定調査員テキストの準備

- 研修では「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」を使用します。
- PDF 版を e ラーニングシステム上に掲載しておりますので、学習を始めるまえに、データをダウンロードしてください。
- あわせて、データを印刷した冊子(B5 判)を各市町村要介護認定担当課(または各法人)あてに郵送・递送します。

(4) 教材学習

- ・ インターネットに接続したパソコンやタブレット等から「e ラーニングシステム」にログインします。なお、「e ラーニングシステム」の動作環境は、別紙 4「e ラーニングシステム動作環境」のとおりです。
- ・ 「e ラーニングシステム」に掲載されている教材(動画・テスト)を受講します。
- ・ 受講期間終了日(令和 5 年 9 月 3 日(日))までに、すべての教材を受講してください。期間中であれば、動画やテストは、中断した場合でも、その箇所から再開することができます。また、繰り返し受講することもできます。
- ・ 操作方法がわからない場合は、「ヘルプ」を確認してください。

受講マニュアル掲載箇所(パソコンから受講する場合)



受講マニュアル掲載箇所(スマートフォン等から受講する場合)



- ・ 通信料は受講者の負担となります。Wi-Fi 等のインターネット接続環境がなく、モバイルデータ通信を利用される場合は、多大な通信費がかかることもありますのでご注意ください。

(5) 理解度テスト

- ・ すべての教材の受講を完了すると、「e ラーニングシステム」上で「理解度テスト」を受けられるようになります。
- ・ 「理解度テスト」に合格したことをもって、研修修了を認めます。合格基準は、正答率 100%(全問正解)です。
- ・ 「理解度テスト」は、合格するまで、繰り返し受検することができます。

(6) 修了証明書発行

- ・ 「理解度テスト」に合格すると、「e ラーニングシステム」上で仮の修了証明書が発行されます。
- ・ 後日改めて、各市町村要介護認定担当課(または各法人)あてに、正式な修了証明書を遁送・郵送します。
- ・ 修了証明書の発行は、2週間に1回行っています。修了のタイミングによって、郵送までに最短 3 日間から最長 16 日間かかります。具体的な日程は、別紙2「ユーザ ID/パスワード通知・修了証明書発送時期のめやす」をご確認ください。
- ・ お手元に届きましたら、記載内容(氏名・介護支援専門員番号)に誤りがないか、必ず確認してください。
- ・ 「e ラーニングシステム」上で仮の修了証明書が表示されてから、正式な修了証明書が

お手元に届くまでの間に認定調査に従事する必要がある場合は、各市町村とご相談のうえご対応ください。

3. インターネット環境のない方

「e ラーニングシステム」を受講するためのインターネット環境、パソコンを会場に用意いたします。事前にお申込みのうえ、会場にて受講いただきますようお願いいたします。

(1) 実施日時・会場

- ① 日 時 (A)令和 5 年 6 月 28 日(水)午前 10 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
(B)令和 5 年 6 月 29 日(木)午前 10 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- ② 会 場 大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 会議室
(大阪府中央区大手前 2 丁目 大阪府庁別館6階)

(2) 受講申込方法

- ・ 下記にお電話ください。氏名・介護支援専門員番号・ご連絡先を伺います。

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ 認定調査員研修担当
電話番号:06-6941-0351 内線 4477 または 4500
受付時間:平日午前9時 30 分から午後6時 00 分まで

(3) 申込期限

- ・ 令和 5 年 6 月 14 日(水)まで

(4) 注意事項

- ・ 定員は各日2名です。申込みは先着順とします。
- ・ 用意できるパソコンの数には限りがございます。インターネット環境等が一切なく、申込み・受講ともにインターネットでは行えない方を優先させていただきます。
- ・ (A)または(B)の時間中に、「理解度テスト」に合格し修了した場合に限り、その場で修了証明書を発行します。時間内に修了できなかった場合でも、時間延長や実施日の振替には対応いたしかねます。また、持ち帰って続きから受講することはできません。

4. その他

- (1) 都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修(新規研修)を修了していない場合は、認定調査に従事することができません。
- (2) 受講申込時に収集した個人情報、個人情報関連法令を順守し、大阪府による研修調整事務及び市町村からの受講歴に関する問い合わせ以外には使用しません。
- (3) 「大阪府行政オンラインシステム」や「e ラーニングシステム」の操作方法については、それぞれお示した操作マニュアル等を参照してください。なお、大阪府に対して基本操作方法以外の技術的なお問合せをいただきましても、お答えいたしかねます。
- (4) 各受講者に割り当てられた「e ラーニングシステム」のユーザ ID 等は、受講期間終了後、大阪府が別途定める時期に削除されます。削除後は、「e ラーニングシステム」にログインすることができなくなりますので、ご了承ください。

【連絡先】

大阪府福祉部 高齢介護室 介護支援課 利用者支援グループ
認定調査員研修担当
電話番号:06-6941-0351 内線 4477 または 4500
受付時間:平日午前9時 30 分から午後6時 00 分まで

令和 5 年度大阪府認定調査員研修(新規研修)実施要領

1 目的

認定調査に従事する者が要介護認定及び要支援認定(以下、「要介護認定等」という。))における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とする。

2 実施方法及び実施期間

e ラーニング方式で実施する。

受講者は、下記の実施期間中に e ラーニングシステム上で規定のカリキュラムを受講すること。

受講申込期間	令和 5 年 5 月 30 日(火)から令和 5 年 8 月 20 日(日)まで
受講期間	令和 5 年 6 月 1 日(木)から令和 5 年 9 月 3 日(日)まで

3 カリキュラム

内容	教材	学習に要する時間 (計 4 時間程度)
I 要介護認定等に関する基本的な考え方 ・要介護認定等に関する手続きの一連の流れ ・要介護認定等基準の基本的な考え方 ・要介護認定等基準時間の設定方法 ・一次判定の基本的な考え方 ・二次判定の方法とその基本的考え方	第 1 章 認定調査の基本的な考え方 (1)要介護認定と認定調査の考え方 (2)基本調査と特記事項	動画視聴 9 分 動画視聴 13 分
	第 2 章 3 つの評価軸 (1)能力で評価する調査項目 (2)介助の方法で評価する調査項目 (3)有無で評価する調査項目	動画視聴 10 分 動画視聴 15 分 動画視聴 10 分
	第 3 章 介護認定審査会の手順と特記事項の書き方 (1)認定調査と介護認定審査会の関係 (2)一次判定の修正・確定 (3)二次判定 (4)介護認定審査会として付する意見 (5)審査会事務局の役割	動画視聴 3 分 動画視聴 5 分 動画視聴 9 分 動画視聴 3 分 動画視聴 2 分
	第 4 章 一次判定ソフトの役割と仕組み (1)一次判定ソフトの役割 (2)一次判定ソフトの仕組み (3)一次判定ソフトのロジック	動画視聴 4 分 動画視聴 5 分 動画視聴 4 分
	第 5 章 認定調査の実施方法	動画視聴 72 分
II 認定調査の実施方法 ・認定調査に関する総合的な留意事項及び調査方法 ・個別項目に関する定義 ・調査上の留意点及び選択肢の選択基準 ・認定調査票の記入方法等	第 6 章 平成 27 年度重点講座	動画視聴 18 分
	第 7 章 認定調査の実施及び留意点	動画視聴 21 分
III 事例検討 ・特記事項の書き方の演習	第 8 章 具体的な特記事項の書き方	演習 20 分 (目安)
IV 高齢者の人権	第 9 章 障がい理解ハンドブック 「ほんま、おおきに!!-ひろげようこころの輪」	資料閲覧 5 分 (目安)
V 理解度テスト	第 10 章 理解度テスト	演習 20 分 (目安)

本研修は、「認定調査員等研修事業の実施について」(平成 20 年 6 月 4 日付老発第 0604001 号厚生労働省老健局長通知)による「認定調査員研修実施要綱」(別添 1)に基づき実施する。

4 研修修了

本研修の全課程を受講し、かつ理解度テストの正答率が 100%に達した者を修了者として認める。

なお、理解度テストは正答率が 100%に達するまで繰り返し受検することができる。

5 研修修了者の登録

大阪府は、修了者について名簿を管理する。また、本研修修了者には、修了証明書を発行する。

■ユーザID/パスワード通知・修了証明書発送時期のめやす

- ・【受講申込手続】を行った方には、大阪府からメールで、eラーニングを受講するためのユーザIDとパスワードを通知します。
- ・すべての教材を受講し修了した方には、大阪府から修了証明書を郵送で発行します。
- ・ユーザID/パスワードの通知、修了証明書の発送は、2週間に1回行っています。具体的な日程は、下記を目安にしてください。
- ・令和5年8月20日（日）をもって、受講申込手続を一旦締切ります。再開時期は、令和5年9月下旬の見込みです。
- ・令和5年9月3日（日）をもって、受講期間を一旦締切ります。この日まですべての教材の受講を終えてください。

受講申込手続を行った時期					ログインID/パスワード通知日
令和5年5月30日(火)	から	令和5年5月31日(水)	まで	に手続きした方	令和5年6月1日(木)
令和5年6月1日(木)	から	令和5年6月4日(日)	まで	に手続きした方	令和5年6月7日(水)
令和5年6月5日(月)	から	令和5年6月11日(日)	まで	に手続きした方	令和5年6月14日(水)
令和5年6月12日(月)	から	令和5年6月18日(日)	まで	に手続きした方	令和5年6月28日(水)
令和5年6月19日(月)	から	令和5年6月25日(日)	まで	に手続きした方	
令和5年6月26日(月)	から	令和5年7月2日(日)	まで	に手続きした方	令和5年7月12日(水)
令和5年7月3日(月)	から	令和5年7月9日(日)	まで	に手続きした方	
令和5年7月10日(月)	から	令和5年7月16日(日)	まで	に手続きした方	令和5年7月26日(水)
令和5年7月17日(月)	から	令和5年7月23日(日)	まで	に手続きした方	
令和5年7月24日(月)	から	令和5年7月30日(日)	まで	に手続きした方	令和5年8月9日(水)
令和5年7月31日(月)	から	令和5年8月6日(日)	まで	に手続きした方	
令和5年8月7日(月)	から	令和5年8月13日(日)	まで	に手続きした方	令和5年8月23日(水)
令和5年8月14日(月)	から	令和5年8月20日(日)	まで	に手続きした方	

修了した時期					修了証明書発送予定日（※）
令和5年6月1日(木)	から	令和5年6月4日(日)	まで	に修了した方	令和5年6月14日(水)
令和5年6月5日(月)	から	令和5年6月11日(日)	まで	に修了した方	
令和5年6月12日(月)	から	令和5年6月18日(日)	まで	に修了した方	令和5年6月28日(水)
令和5年6月19日(月)	から	令和5年6月25日(日)	まで	に修了した方	
令和5年6月26日(月)	から	令和5年7月2日(日)	まで	に修了した方	令和5年7月12日(水)
令和5年7月3日(月)	から	令和5年7月9日(日)	まで	に修了した方	
令和5年7月10日(月)	から	令和5年7月16日(日)	まで	に修了した方	令和5年7月26日(水)
令和5年7月17日(月)	から	令和5年7月23日(日)	まで	に修了した方	
令和5年7月24日(月)	から	令和5年7月30日(日)	まで	に修了した方	令和5年8月9日(水)
令和5年7月31日(月)	から	令和5年8月6日(日)	まで	に修了した方	
令和5年8月7日(月)	から	令和5年8月13日(日)	まで	に修了した方	令和5年8月23日(水)
令和5年8月14日(月)	から	令和5年8月20日(日)	まで	に修了した方	
令和5年8月21日(月)	から	令和5年8月27日(日)	まで	に修了した方	令和5年9月6日(水)
令和5年8月28日(月)	から	令和5年9月3日(日)	まで	に修了した方	

※修了証明書発送予定日は、大阪府から郵便窓口に出す日です。普通郵便で送付するため、お手元に届く時期はその翌々日以降となります。

※「eラーニングシステム」上で仮の修了証明書が表示されてから、正式な修了証明書がお手元に届くまでの間に認定調査に従事する必要がある場合は、委託元市町村とご相談の上、ご対応ください。

冊子版「認定調査員テキスト」の受取りについて

「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」の冊子版の受取り方法をご案内します。

(1)大阪府庁での手渡し

受付時間内に、大阪府高齢介護室介護支援課へ取りにお越しください。事前の連絡は不要です。
お渡しする際に受講者氏名と申込番号(「大阪府行政オンラインシステム」で手続きが完了したときに発行される番号です)をお尋ねしますので、控えてきてください。

受講者1名につき1冊お渡しします。受講者複数名分を代表者が取りに来ても構いません。

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階
大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ(認定調査員研修担当)

大阪府庁別館へのアクセス

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/location/location02.html>

電話番号:06-6944-6656 内線 4477 または 4500

受付時間:平日午前9時 30 分から午後 5 時 30 分まで

受講者氏名	
申込番号	

(2)郵送での取寄せ

下記の手順にしたがって、次のページの「宛名シート」を作成し、大阪府に送付してください。テキストを入れた封筒にあなたが作成した宛名シートを貼りつけて、郵送します。

郵送方法は「ゆうメール」です。宛名シートを送付してからお手元にテキストが届くまで、相当の日数がかかりますので、お急ぎの場合は(1)大阪府庁での手渡しをご検討ください。

- ① 返信用切手 310 円分を用意してください。
(※受講者2名分の取寄せの場合は、360 円分。一度に取寄せできるのは2名分までです。)
- ② 次ページの「宛名シート」を A4 サイズで印刷して、テキスト送付希望先、受講者情報を記入してください。
- ③ ②で作成した「宛名シート」に、返信用の切手を貼りつけてください。
- ④ ②～③で作成した「宛名シート」を、折りたたんで封筒に入れ、下記へ送付してください。

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階
大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ(認定調査員研修テキスト係)宛
>> 万が一の場合に備え、差出人の氏名・住所も記入しておいてください。

宛名シート（認定調査員テキスト郵送取寄せ用）

- ☆大阪府では、テキストを入れた封筒にこのシートを貼付けて郵送します。
- ☆このシートは A4 サイズで印刷し、折りたたんで封筒に入れ、送付してください。

<テキスト送付希望先>

切手 310 円分
(2 名分の場合は
360 円分) を
はがれないように
しっかりと貼りつ
けてください。

郵便番号

-

都道府県

市区町村

番地等

建物名・部屋番号等

氏名

ゆうメール

様

大阪府から送付した郵便物が戻ってきてしまうケースが多発しています!／
送付希望先の宛名は、建物名、部屋番号まで正確に記載しましょう。
特に、勤務先等の事業所を宛名にする場合は、【会社名、事業所名、部署名】が必要です。
例)大阪市中央区大手前2丁目〇〇—〇〇 △△ビル ☆☆ケアプランセンター

<受講者情報>

1 人目

受講者氏名	
申込番号	

2 人目(2 名分の取寄せを希望する場合のみ)

受講者氏名	
申込番号	

※申込番号:「大阪府行政オンラインシステム」で手続きが完了したときに発行される番号です

「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」(B5 判)

…厚生労働省が公開する同テキスト及び「要介護認定等の方法の見直しに係るQ & A」を印刷したものです。



eラーニングシステム 動作環境

Microsoft Windows

<OS>

- ・ Windows 11 [64ビット版]
- ・ Windows 10 [64ビット版]

<ブラウザ>

- ・ Microsoft Edge Chromium 109 [デスクトップ版]
- ・ Google Chrome 109 [デスクトップ版]
- ・ Firefox 109 [デスクトップ版]



MacOS

<OS>

- ・ macOS v13.2 Ventura
- ・ macOS v12.0 Monterey
- ・ macOS v11.0 Big sur
- ・ macOS v10.15 Catalina

<ブラウザ>

- ・ Safari



Android

<OS>

- ・ Android 13.0
- ・ Android 12.0
- ・ Android 11.0
- ・ Android 10.0
- ・ Android 9.0

<ブラウザ>

- ・ Chrome



iOS

<OS>

- ・ iOS 16
- ・ iOS 15
- ・ iOS 14
- ・ iOS 13

<ブラウザ>

- ・ Safari



※ 2023年5月時点の情報です。